

第8期豊川市障害福祉支援計画及び 第4期豊川市障害児福祉支援計画策定について

令和8年6月

1 策定の趣旨

現行の「第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画」の計画期間が令和8年度で満了するため、時流に合わせた施策の見直しを行い、本市の障害者福祉施策等を総合的かつ計画的に推進するための指針となるよう、次期計画を策定します。

2 次期計画の名称

第8期豊川市障害福祉支援計画及び第4期豊川市障害児福祉支援計画

3 計画の構成と根拠法

- ・第8期豊川市障害福祉支援計画…障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」です。障害福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- ・第4期豊川市障害児福祉支援計画…児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障害児通所支援等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- ・「第8期豊川市障害福祉支援計画及び第4期豊川市障害福祉支援計画」は、障害者に関する施策全般にわたる方向性を示す「第5次豊川市障害者福祉基本計画」を上位計画とします。

4 計画の期間

計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間として定めます。

(年度)	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
第8期豊川市 障害福祉支援計画		第8期（本計画）			第9期			
第4期豊川市 障害児福祉支援計画		第4期（本計画）			第5期			

5 計画の策定スケジュール

別紙（資料⑤）参照

6 計画の策定体制及び基礎調査

「第5次豊川市障害者福祉基本計画」と同様

7 現行計画策定以降の変更点について

次期計画の策定にあたっては、現行の「第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画」策定以降の国等の動向を踏まえて策定します。

国が示す「基本指針」に即して、市町村・都道府県は障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとされています。そのため、このたび策定する「第8期豊川市障害福祉支援計画及び第4期豊川市障害児福祉支援計画」も、この「基本指針」が示す考え方や成果目標等を踏まえて策定します。

なお、「第8期豊川市障害福祉支援計画及び第4期豊川市障害児福祉支援計画」（令和9年度～令和11年度）を策定するための基本指針は令和8年3月31日に告示されています。（適用期日 令和9年4月1日）

■「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要より抜粋（一部加筆）

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

3. 基本指針見直しの主な事項 （★…市町村 ◎…都道府県 が定める必要のあること）

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握 ★◎
- ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載 ★◎
- ・ 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合 ◎
- ・ 入所施設における居室の個室化等の推進 ※市町村・都道府県ともに「定めることが望ましい事項」

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備 ★◎

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進 ★◎
- ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設 ★◎

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し ★◎
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設 ★◎
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設 ★◎
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設 ◎

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進 ★◎
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進 ★◎
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載 ★◎
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載 ★◎

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進 ◎
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設 ◎
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載 ◎

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載 ◎
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設 ◎
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載 ◎
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載 ◎

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載 ★◎
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討 ★◎
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載 ★◎
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載 ★◎

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援 新設

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載 ◎

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載 ※該当自治体

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進 ★◎

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携 ★◎

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法 ※該当自治体
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用 of 要請 ★◎
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める ※市町村・都道府県ともに「定めるよう努める事項」

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進 ★◎
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進 ★◎
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携 ★

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載 ★◎

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携 ★◎
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載 ★◎